



# 平成24年度 下半期の 予算執行状況をお知らせします!

市民の皆さんに市の財政運営について知っていただくために、平成24年10月から平成25年3月までの予算執行状況をお知らせします。  
 ※使用数値は、平成25年3月31日現在のものです。出納整理期間後に確定する決算数値と異なる場合があります。◆財政課 ☎042-460-9802

平成24年度一般会計当初予算額は、667億1,700万円でしたが、最終予算額は、673億9,111万円となり、当初から6億7,411万円増となりました。歳入歳出予算の執行状況と財産や市債の主な項目については、次のとおりです。  
 なお平成24年度については、出納整理期間後に決算額が確定してからあらためて詳しく報告します。  
 ※各表は、表示単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計額が総合計額と一致しない場合があります。



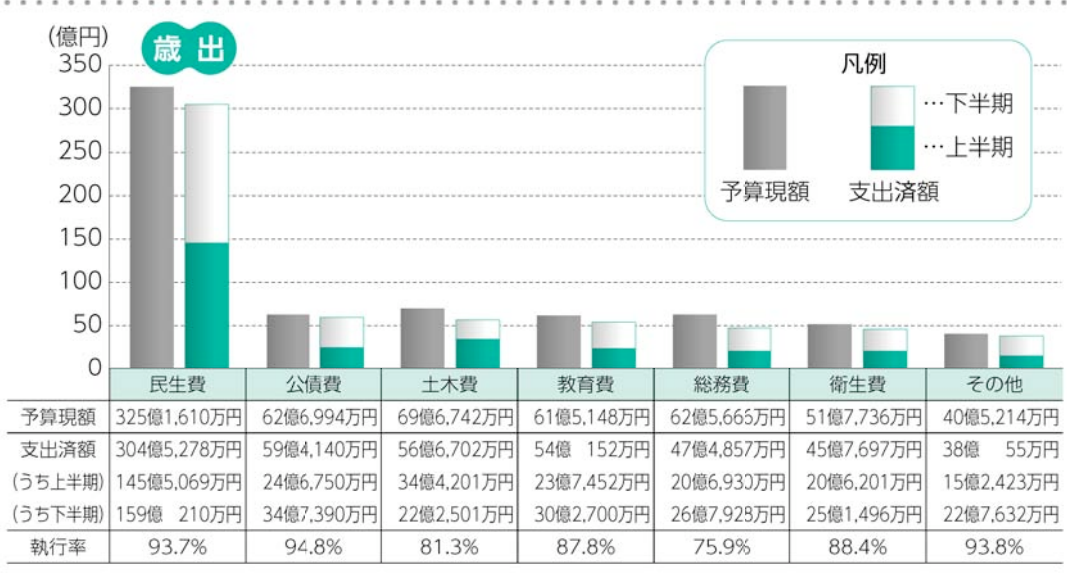
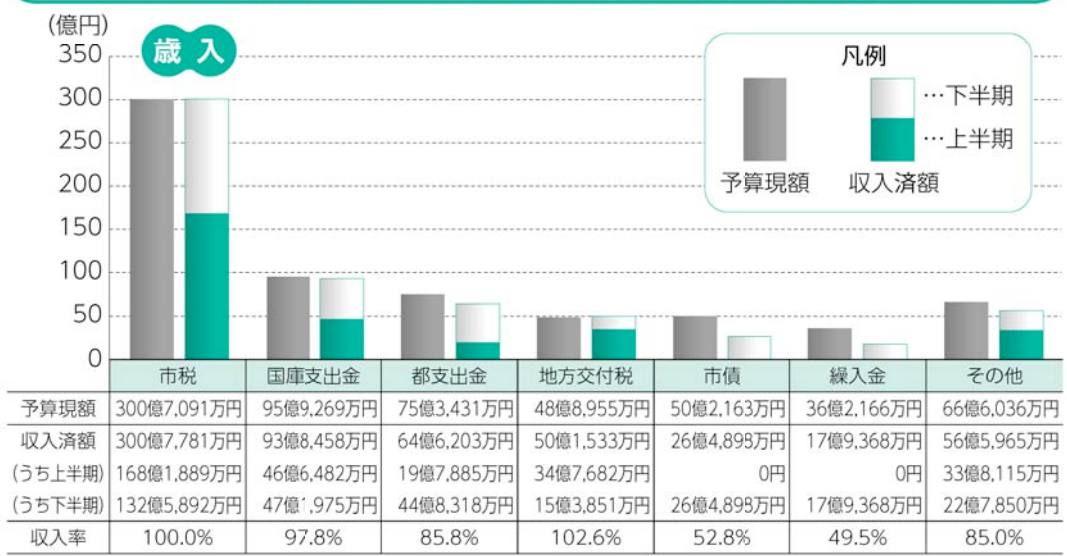
## 財産の状況(平成25年3月末現在)

区分		現在高	備考
土	地	73万3,628㎡	—
建	物	32万5,459㎡	
出資による権利 <sup>※</sup> など		1億2,562万円	団体への出資金 <sup>※</sup>
物	品	817点	購入価格50万円以上の備品
債	権	229万円	生活つなぎ資金貸付金
基	金	97億 211万円	財政調整基金など全17基金

## 基金の内訳

基金名	現在高
土地開発基金	4億3,047万円
財政調整基金	39億7,259万円
罹災救助基金	894万円
職員退職手当基金	2億 25万円
奨学金基金	1億 9万円
スポーツ振興基金	9,650万円
駐車場基金	1億4,313万円
国民健康保険事業運営基金	16万円
国民健康保険高額療養費等及び出産費貸付基金	1,540万円
介護保険高額介護サービス費等貸付基金	303万円
介護給付費準備基金	4億7,033万円
中小企業従業員退職金等共済基金	2億 197万円
振興基金	2,830円
まちづくり整備基金	29億4,487万円
地域福祉基金	4億9,131万円
みどり基金	4億9,071万円
文化芸術振興基金	1億 406万円
計	97億 211万円

## 平成24年度一般会計予算の執行状況(平成25年3月末現在)



## 市債の状況(平成25年3月末現在)



※市債は、学校や公園などの公共施設を整備するための資金を国や都などから長期的に借り入れたものです。一時的な財政負担を軽くし、将来利用する市民の皆さんにも負担していただくようになっています。  
 ※「1人当たり」は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳登録人口(197,447人)を用いて計算しています。

## 各会計予算の執行状況(平成25年3月末現在)

会計名	予算現額	歳入		歳出	
		収入済額	収入率(%)	支出済額	執行率(%)
一般会計	673億9,111万円	610億4,206万円	90.6	605億8,881万円	89.9
国民健康保険	193億5,797万円	182億5,617万円	94.3	176億1,281万円	91.0
下水道事業	37億9,084万円	31億4,816万円	83.0	30億 25万円	79.1
中小企業従業員退職金等共済事業	8,618万円	7,093万円	82.3	3,467万円	40.2
駐車場事業	1億6,177万円	1億5,647万円	96.7	1億4,016万円	86.6
介護保険	124億3,068万円	119億6,476万円	96.3	112億1,571万円	90.2
後期高齢者医療	37億3,910万円	37億4,645万円	100.2	36億9,815万円	98.9
計	1,069億5,765万円	983億8,499万円	92.0	962億9,057万円	90.0

### 用語解説

**一般会計と特別会計**  
 一般会計は、市の予算の中心となる基本的・一般的な会計です。特別会計は、特定の事業を行う場合や、特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計とは区分して経理する必要がある場合に設置される会計です。

**歳入と歳出**  
 一会計年度における、一切の収入を歳入といい、一切の支出を歳出といいます。

**出納整理期間**  
 年度末までに収入または支出すべきことが確定したものの、未収入または未払いとなっているものについて、その収入または支出を行うための整理期間が設けられています。会計年度終了後の4月1日から5月31日までのその整理期間のことを、出納整理期間といいます。



## 公的資金補償金免除繰り上げ償還で公債費負担が軽減

公的資金補償金免除繰り上げ償還とは、地方公共団体が過去に借り入れた高金利の公的資金を、行財政改革に取り組むことを条件に補償金を払わずに繰り上げ償還できる国の制度です。

**① 一般会計**  
 平成19年度から平成23年度までを計画期間とする「財政健全化計画」を策定し、この計画に基づき行財政改革の取り組みを着実に実施することを条件に、利率5%以上の高金利の借入金91億3,400万円について、平成22年度までの間に補償金の免除を受けて繰り上げ償還を行いました。その結果、利子負担が総額で19億4,300万円程度軽減されました。  
 なお、平成19年度から平成23年度までの計画については、計画最終年度にあたる平成23年度に、計画の達成状況について、国より「すべての項目で、計画目標を達成したとの判定をもらいました。」  
 平成24年度から平成26年度までの計画についても、これを着実に実施し、引き続き下水道事業特別会計の健全化に取り組んでまいります。

**② 下水道事業特別会計**  
 平成19年度から平成26年度までを計画期間とする「公営企業経営健全化計画」を策定し、この計画に基づき行財政改革の取り組みを着実に実施することを条件に、利率6%以上の高金利の借入金7,200万円について、平成20年度までの間に補償金の免除を受けて繰り上げ償還を行いました。その結果、利子負担が総額で300万円程度軽減されました。  
 なお、計画最終年度にあたる平成23年度に、計画の達成状況について、国より「国・都道府県等による影響、急激な景気悪化等による影響などやむを得ない事情によるものを除き、計画目標を達成したとの判定をもらいました。」

※通常、繰り上げ償還をする場合は、利子相当額の補償金を支払う義務があります。